

吸收合併に関する事後開示書面

2022年11月28日

株式会社オークワ

2022年11月28日

和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社オークワ
代表取締役社長 大桑 弘嗣

吸收合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2022年7月5日付で株式会社ヒラマツとの間で締結した吸收合併契約書に基づき、2022年11月21日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社ヒラマツを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年11月21日

2. 吸收合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求

株式会社ヒラマツが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

株式会社ヒラマツが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権の買取請求

株式会社ヒラマツは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

株式会社ヒラマツは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、2022年8月1日の官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、2022年8月1日の官報及び同日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社ヒラマツの資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第200条第6号）

2022年11月21日

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

(別紙)

吸收合併に関する事前開示書面

2022年7月8日

株式会社オークワ

株式会社ヒラマツ

2022年7月8日

和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3
株式会社オークワ
代表取締役社長 大桑 弘嗣

和歌山県和歌山市新中通 6 丁目 15 番地
株式会社ヒラマツ
代表取締役社長 櫻井 雅之

吸收合併に関する事前開示書面

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

株式会社オークワ（以下「存続会社」という）と株式会社ヒラマツ（以下「消滅会社」という）とは、2022 年 7 月 5 日付で締結した吸收合併契約に基づき、2022 年 11 月 21 日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」という）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

4. 計算書類等に関する事項

【存続会社】

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終

事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご覧いただけます。

- (2) 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

【消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりであります。
- (2) 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
現在、債務超過となっておりますが、本合併に先立ち、存続会社が消滅会社に対して有する債権を一部放棄することにより、債務超過を解消した後に本合併を行います。

5. 本合併効力発生日以後における存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、今までのところ予測されておりません。従いまして、本合併後における存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。なお、消滅会社は現在債務超過となっており、本合併に先立ち、存続会社が消滅会社に対して有する債権の一部を放棄し、債務超過の状態を解消する予定ですが、かかる債権放棄は存続会社の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を、ただちに開示いたします。

以上

合併契約書

株式会社オークワ（以下、甲という）と株式会社ヒラマツ（以下、乙という）は、次のとおり合併契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、簡易・略式合併（以下、本合併という）をする。

第2条（当事会社の商号及び本店）

甲及び乙の商号及び本店は、それぞれ次のとおりである。

吸收合併存続会社（甲）	商号 株式会社オーケワ
	本店 和歌山市中島185番地の3
吸收合併消滅会社（乙）	商号 株式会社ヒラマツ
	本店 和歌山市新中通六丁目15番地

第3条（無対価合併）

本合併は、乙が甲の100%子会社であることから、無対価合併とする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金）

甲は、本合併により、資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金を増加させない。

第5条（合併契約等承認）

甲乙は、それぞれの会社において、取締役会による本契約の承認並びにその実行に必要な事項につき決議を経ることを要する。

2 甲は、乙の甲に対する債務を免除して、効力発生日までに乙の債務超過を解消し、簡易・略式合併の要件を満たすものとする。

第6条（合併効力発生日）

効力発生日は、2022年11月21日とする。ただし、同期日までに本合併に必要な手続を遂行することができないときは、甲乙協議してこれを延期することができる。

第7条（会社財産等の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結後、合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意を以って業務を執行、一切の財産を管理すべきものとする。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日より合併実行に至る間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議して本合併を解除し、又は合併条件を変更することができる。

第10条（従業員の処遇）

乙の従業員は、合併効力発生日現在を以って甲に引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙のそれぞれの会社の必要な承認決議を得たときにおいてその効力を生ずる。

第12条（その他）

本契約に定めたものの外、本合併に関し必要なる事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約を証するため本書1通を作成し、各当事会社が記名押印の上、甲が原本を保管する。

2022年 7月 5日

(甲) 和歌山市中島185番地の3
株式会社オークワ
代表取締役 大桑 弘嗣

(乙) 和歌山市新中通六丁目15番地
株式会社ヒラマツ
代表取締役 櫻井 雅之

(別紙2)

第58期

決算報告書

自 2021年 2月 21日

至 2022年 2月 20日

株式会社 ヒラマツ

貸 借 対 照 表

2022年 2月 20日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	(687,033,811)	I 流動負債	(2,414,688,173)
現金及び預金	289,822,148	買 掛 金	411,850,381
売 掛 金	212,319,929	短 期 借 入 金	1,800,000,000
商 品	150,885,315	未 払 金	99,087,483
前 払 費 用	7,018,642	未 払 法 人 税 等	696,500
立 替 金	8,833,538	未 払 消 費 税 等	25,155,600
未 収 入 金	18,154,239	預 り 金	58,186,752
		リース債務	13,402,000
		賞 与 引 当 金	4,250,000
		そ の 他	2,059,457
II 固定資産	(1,127,055,486)	II 固定負債	(154,034,274)
有形固定資産	(960,528,664)	長 期 未 払 金	7,584,548
建 物	479,158,097	退職給付引当金	42,867,302
構 築 物	16,293,683	預 り 敷 金	31,930,000
機 械 装 置	1	リース債務	21,382,200
車両及び運搬具	24	資 产 除 去 債 务	43,212,984
器具及び備品	29,917,081	繰 延 税 金 負 債	7,057,240
土 地	402,676,618	負 債 合 計	2,568,722,447
リース資産	32,483,160	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(58,588,962)	I 株主資本	(△ 754,186,765)
借 地 権	53,264,646	1 資本金	(30,000,000)
ソ フ ト ウ ェ ア	445,400	2 資本剰余金	(404,000,000)
そ の 他	4,878,916	資 本 準 備 金	400,000,000
投資その他の資産	(107,937,860)	そ の 他 資本剰余金	4,000,000
投 資 有 價 証 券	2,346,200	3 利益剰余金	(△ 1,188,186,765)
差 入 敷 金	104,879,100	利 益 準 備 金	1,250,000
差 入 保 証 金	520,000	そ の 他 利益剰余金	△ 1,189,436,765
長 期 前 払 費 用	192,560	繰 越 利益剰余金	△ 1,189,436,765
		II 評価・換算差額等	(△ 446,385)
		そ の 他 有 價 証 券 評価 差額金	△ 446,385
資 产 合 计	1,814,089,297	純 資 産 合 計	△ 754,633,150
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,814,089,297

損 益 計 算 書

自 2021年 2月 21日 至 2022年 2月 20日

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,163,006,489
売 上 原 価		4,717,418,554
売 上 総 利 益		1,445,587,935
當 業 収 入		
不 動 産 貸 収 入	66,606,891	
當 業 手 数 料 収 入	91,220	66,698,111
當 業 総 利 益		1,512,286,046
販売費及び一般管理費		1,571,764,851
當 業 利 益		△ 59,478,805
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46,197	
雜 収 入	4,338,409	4,384,606
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,480,254	
雜 損 失	304,450	7,784,704
經 常 利 益		△ 62,878,903
特 別 損 失		
減 損 失	790,927,456	
そ の 他 の 臨 時 損 失	346,071	791,273,527
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 854,152,430
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	696,500	
法 人 税 等 調 整 額	△ 877,512	△ 181,012
当 期 純 利 益		△ 853,971,418